# 明監報第23号

# 消防本部定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を 実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)12月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星川 啓明

同 宮坂祐太

### 消防本部定期監査の結果について

### I 監査の対象

消防本部

総務課 警防課 情報指令課 予防課

消防署

消防署 大久保分署 江井島分署 二見分署

消防団

第3分団 西脇班

第4分団 西島班

第5分団 柳井班

#### Ⅱ 監査の期間

平成27年10月26日から平成27年12月24日まで

### Ⅲ 監査の範囲

平成27年8月末日現在における財務に関する事務

#### IV 監査の方法

消防本部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理

- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

#### V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかったが、財務事務の改善に向けた取組について、次のとおり要望する。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

### 1 財務事務の改善に向けた取組の継続について

平成25年度の定期監査の報告を受け、消防本部では、所管する事務における手続きや関係法令等に関する理解不足、チェック体制が不十分なことに起因する誤りを防止するため、事務マニュアルを整備されたほか、職員に対して研修及び指導を行うなどの取組が行われているところである。今回の定期監査では、所管する事務につき一定の改善が見られるものの、途半ばにある。これらの取組が成果として浸透するためには、引き続き努力が必要であることから、今後においても、財務事務の改善に向け、必要に応じ見直しを行いながら取組を継続されるよう要望する。